

議案第122号

公害調停について

次のとおり公害調停を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月20日提出

大津市長 越 直 美

1 管轄機関

公害等調整委員会

2 事件名

公調委平成25年（調）第5号大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件及び公調委平成25年（調）第10号大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停参加申立事件

3 当事者

申請人ら及び参加人ら

大津市坂本本町4220番地

宗教法人延暦寺ほか357人

被申請人

大津市御陵町3番1号

大津市

4 調停の内容

- (1) 申請人ら及び参加人ら（以下「申請人ら」という。）は、被申請人大津市（以下「被申請人」という。）が、平成25年度において、大津市栗原字西勝寺野1602番1所在の残土処分場（以下「本件残土処分場」という。）に関し、西日本開発株式会社に対する埋立て等の許可を

取り消し、同社に対して措置命令を発するとともに、行政代執行として応急復旧工事を施行する等、適正に権限を行使したことを確認する。

- (2) 被申請人は、平成26年度において、行政代執行として、本件残土処分場に堆積された土砂等が崩落しないよう、土砂等崩落防止工事、流路工工事及び排水対策工事等の防災対策工事を施行し、申請人らの生命、身体、財産等に対する危険を除去し、同危険が発生しないよう努めるものとする。なお、被申請人は、同工事の施行に当たっては、崩落防止に必要な範囲で景観の改善に配慮するものとする。
- (3) 被申請人は、平成27年度において行政代執行として防災対策工事を実施するため、適正な予算の確保に努めるとともに、同工事の同年度内の完了を目指し、申請人らの生命、身体、財産等に対する危険を除去し、同危険が発生しないよう努めるものとする。
- (4) 被申請人は、平成28年度以後においても、本件残土処分場に関し、法令上被申請人に対し認められる権限を適切に行使し、申請人らの生命、身体、財産等に対する危険が発生しないよう努め、仮に同危険が発生した場合には、速やかに同危険を除去するよう努めるものとする。
- (5) 被申請人は、本件残土処分場に堆積された土砂等による周辺水路等への影響を把握するため、本件残土処分場に隣接するやせ谷川において水質調査（年1回、平成26年度から平成29年度まで）及び底質調査（年1回、平成26年度）を実施する。なお、申請人ら代表者は、被申請人に対し、当該調査への立会いを要請することができる。
- (6) 申請人らは、被申請人が第2号から第4号までの権限を行使し、又は前号の調査を実施するに当たり、天候及び現地の状況、工事の進捗状況、予算の制約並びに市議会の審議等により、予定された工期、工事内容等の修正が合理的範囲内において必要となる場合が存在することを認め、同修正に当たっては、被申請人の判断を尊重するものとする。
- (7) 被申請人は、申請人ら代表者との間で、第2号及び第3号の防災対策工事の内容及びその進捗状況等に関する情報共有の場を設定するものとする。
- (8) 被申請人は、西日本開発株式会社に対し、平成25年7月16日付けの措置命令において命じた各措置を履行させるよう努めるものとする。
- (9) 調停手続費用は、各自の負担とする。

(参考)

事件の概要

西日本開発株式会社が本件残土処分場において行っていた土砂等による土地の埋立て等について、申請人らが、本件残土処分場の斜面が崩落する等のおそれがあるなどとして、本市に対し、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等に基づく権限を適切に行使し、申請人らの生命、身体、財産等に対する危険を速やかに除去するよう努めることを求めて公害調停を申請したもの